

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付及び障害補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成○年○月○日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、トラック運転手として就労していた。請求人は、平成○年○月○日、自宅において、突然顔面が震え、呂律も回らなくなったとして、C病院に救急搬送されたところ、「脳出血」と診断された。その後、請求人は、治療を継続したが、片麻痺・意識障害、言語障害等の状態が続いている。

請求人は、上記疾病は業務上の事由によるものであるとして、休業補償給付及び障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に発症した上記疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人及び請求人の成年後見人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

（略）

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発症した疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 請求人の疾病名及びその発症時期について、D医師は、平成○年○月○日付け意見書において、「平成○年○月○日に左視床出血を発症した」と述べ、E医師も、平成○年○月○日付け鑑定書において、「平成○年○月○日に脳出血を発症した」と述べている。

請求人の症状経過及び医師の所見等に照らし、当審査会としても、両医師の意見は妥当であり、請求人は平成○年○月○日に「脳出血」（以下「本件疾病」という。）を発症したものと判断する。

- (2) ところで、本件疾病を含む脳血管疾患等に係る業務起因性の判断については、厚生労働省労働基準局長が「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について」（平成13年12月12日付け基発第1063号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 異常な出来事への遭遇について

本件疾病の発症直前から前日までの間において、請求人が業務上異常な出来事に遭遇した事実は認められない。

(4) 請求人の労働時間の算定について

請求人の労働時間の算定について、審査官は、決定書理由に記載のとおり、客観的な資料であるタイムカード及びデジタルタコグラフ並びに請求人自身が記載した運転日報の資料から、原則拘束時間が最長となるように始業・終業時刻を認定した上、運搬先事業場での待機等の手待時間を労働時間に算入しており、請求人にとって有利な算定方法を採用しているものと認められる。また、休憩時間は、GPSとも連動した客観的な資料であるデジタルタコグラフの走

行・停車記録を基にして、総合的に判断しており、さらに運転業務以外の整備点検及び洗車等に係る労働時間についても、同僚のFやGの申述等から判断していることが認められる。

この点、当審査会としても、一件記録を精査の上、検討したところ、審査官の算定した労働時間は妥当であるものと判断する。

なお、請求人らは、休憩時間について、デジタルタコグラフの記録によって認定されるべきであると主張するが、FやGによれば、休憩ボタンを押し忘れることがあるということであり、請求人がいつも休憩ボタンを押していたと認めることはできず、採用できない。また、請求人は、退勤時間について、積み替え作業等の応援分を労働時間として加算すべきであると主張するが、積み替え作業等の応援分の労働時間は運転日報に反映される仕組みとなっている上、請求人は一旦帰宅してから自宅の隣にある会社に出社して荷物の積み替え作業等の応援を労働時間に係る所定の手続きを経ずに行っていたと主張するHは、平成〇年〇月に会社を退職しており、その後にデジタルタコグラフが取り入れられるなど労働環境が変化していることからみて、同人の申述は採用できない。請求人らは、整備係長としての業務及び運転日報の作成に係る時間を労働時間として認めるべきであると主張するが、これらの業務作業が運転日報記載の勤務時間外に行われていたことを示す客観的な証拠はない。

さらに、請求人は、勤務実績を証する記録に反映されない臨時の休日出勤分があると主張するところ、請求人が会社のごく近隣に居住していたことから休日出勤に応じていたこと自体は認められるものの、請求人がタイムカードの打刻等休日出勤時の会社所定の手続きを敢えて行わずに休日労働を行っていた場合があるとする、具体的な根拠や客観的な証拠について請求人らからは何ら示されることなく、審査会として一件記録を精査しても関係者の申述及び証拠からは、請求人らの主張が事実であると推認させるものは見当たらない。

したがって、請求人らの主張を採用することは妥当でないものと判断した。

(5) 短期間の過重業務について

請求人の本件疾病発症前おおむね1週間における時間外労働時間数は、12時間35分であり、また、休日も3日確保されていることから、請求人が発症前おおむね1週間前において、過重な業務に従事したとは評価できない。

(6) 長期間の過重業務について

請求人の本件疾病発症前6か月間の時間外労働時間についてみると、発症前1か月の時間外労働時間は51時間34分であり、100時間に達しておらず、発症前2か月間から6か月間までにおける1か月当たりの平均時間外労働時間は、64時間59分から68時間47分の範囲であり、いずれの期間も80時間には達していない。

また、審査官は、決定書理由に説示するとおり、手待時間を労働時間に算入していることから、その労働密度は高いものではなく、さらに、労働時間以外の特段の業務負荷要因も認められないことに照らし、発症前1か月及び2か月ないし6か月において、請求人が特に過重な業務に従事したとは認められないと判断する。

(7) 業務以外の要因（健康状態など）について

請求人は、会社に入社して以降、毎年健康診断で、「高血圧」と診断されていたが、治療を行った形跡は認められない。また、I医師は、平成○年○月○日付け意見書において、請求人が発症した本件疾病は「高血圧」による自然発症である旨、述べている。

(8) 上記のとおり、請求人の本件疾病は認定基準の対象疾病に該当するものの、「異常な出来事への遭遇」、「短期間の過重業務」及び「長期間の過重業務」のいずれも認められないことから、当審査会としても、請求人の本件疾病の発症は業務上の事由によるものとは認められないものと判断する。

なお、請求人らのその他の主張についても、子細に検討したが、上記結論を左右するに足るものは見いだせなかった。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした休業補償給付及び障害補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。